

30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情

受理年月日 平成30年2月14日

陳情者 東大和市奈良橋1-276-3  
新日本婦人の会東大和支部  
支部長 石橋 三子

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

2018年4月から6年連続で1人当たり37.5%もの値上げとなる東大和市国民健康保険税の値上げ計画を行わないよう求めます。

陳情理由

東大和市は、1月15日、市国民健康保険運営協議会に国民健康保険税の値上げを諮問し、1月29日に諮問どおりの答申を得ました。

その内容は、6年連続で国保税を引き上げて1人当たり37.5%、総額6億2,430万円もの値上げを行うというものです。その第一歩として2018年4月から1人当たり6.25%、総額1億405万円の値上げとなります。

この答申を受け、市は2月22日から始まる2018年第1回市議会定例会に値上げのための国民健康保険税条例の一部改正条例案を提出する見込みです。

東大和市の国保税は今でも高過ぎます。とても払いきれものではありません。年金生活や収入の少ない世帯から悲痛の声が上がっています。消費税が10%になったらどこを削って国保税を払ったらいいか。払いたくても払えません。

国保加入世帯の7割以上が所得150万以下の世帯です。国保加入世帯にこれ以上の負担を負わせるべきではありません。

国民健康保険制度は、基本的人権の重要な要素である生存権、医療を受ける権利を保障する社会保険制度であり、国民皆保険制度の土台となる制度です。高齢になると病気になることが多く、時には生命にかかわることもあります。

高齢者が多く医療費がかさみ、一方で低所得者が多く保険税収入で低いという国保制度の矛盾は、加入世帯にしわ寄せするのではなく、国と自治体の責任で解決すべきです。

現在、東大和市は、国保加入世帯の国保税負担を軽減するため、一般会計から国保会計に繰り入れを行っていますがそれでも高過ぎます。ぜひ国や東京都に対して財政措置を求めてください。また市は一般会計からの繰り入れを継続してください。

以上の理由により、貴議会において採択されるよう求めます。